

7 公害苦情

7. 公害苦情

(1) 公害苦情の現状

本市の公害苦情は都市生活型を示し、住工混在による公害問題、建設作業及び土砂資材置場の騒音・振動・粉じん、室外機等の近隣騒音があります。総件数の 54%が騒音に関する苦情でした。また、用途地域別では住居系地域が 62%でした。

本市では、公害紛争処理法及び松戸市公害防止条例に基づき、公害苦情相談員を配置し、住民の公害相談に応じ、苦情処理のために必要な調査、指導及び助言を行っています。

公害種類別の苦情概要は次のとおりです。

ア. 公害苦情の種類

(ア) 大気汚染

苦情件数は 6 件で、工事に伴うほこり等に関する苦情が 2 件でした。

(イ) 水質

苦情件数は 0 件でした。

(ウ) 騒音

苦情件数は 61 件でした。業種別では、建設業が 36 件、飲食サービス業が 9 件でした。用途地域別では、56%が住居系地域でした。

また、法律や条例の規制を受けない苦情は 15 件で、全体の 25%でした。近隣騒音防止指導要綱に該当する苦情は 4 件でした。

(エ) 振動

苦情件数は 23 件で、業種別では、23 件すべてが建設業でした。用途地域別では、21 件が住居系地域でした。また、騒音を伴う苦情は 7 件でした。

(オ) 悪臭

苦情件数は 4 件で、飲食サービス業、福祉業、小売業等と幅広い業種からの臭いが原因となりました。

(カ) 焼却

苦情件数は 14 件でした。廃棄物焼却行為は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で、一部の例外を除いて罰則を伴う禁止行為となっています。廃棄物焼却行為に対しては苦情連絡による現地指導のほか広報やホームページ等での呼びかけ等を行っています。

公害種類別苦情件数の推移

年度	大気	水質	騒音	振動	悪臭	焼却	その他	計
令和 2	4	0	88(22)	14	10	8	3	127
令和 3	11	0	89(14)	13	11	8	3	135
令和 4	10	0	90(12)	20	13	20	1	154
令和 5	17	0	76(12)	14	12	14	0	133
令和 6	6	0	61(4)	23	4	14	6	114

※ 騒音の()内は、近隣騒音防止指導要綱に該当する騒音件数とする。

7. 公害苦情

業種別公害苦情件数(令和6年度)

業種 \ 種類	大気	水質	騒音	振動	悪臭	焼却	その他	計
農業, 林業						3		3
漁業								
鉱業, 採石業, 砂利採取業								
建設業	6		36	23		2	4	71
製造業			1			1		2
電気・ガス・熱供給・水道業								
情報通信業								
運輸業, 郵便業			2					2
卸売業, 小売業			2		1			3
金融業, 保険業								
不動産業, 物品賃貸業			1					1
学術研究, 専門・技術サービス業								
宿泊業, 飲食サービス業			9		1			10
生活関連サービス業, 娯楽業								
教育, 学習支援業								
医療, 福祉			4		1			5
複合サービス事業								
サービス業(他に分類されないもの)			3		1		2	6
公務(他に分類されるものを除く)								
分類不能の産業								
家庭生活			3			8		11
不明								
合 計	6	0	61	23	4	14	6	114

イ. 公害苦情の経年変化

令和6年度の法又は条例の規制もしくは指導要綱の適用を受けない苦情は一部の建築工事及び作業音等があり、抜本的な解決が難しいものもあります。

規制等の有無別公害苦情件数の経年変化

年度	R2	R3	R4	R5	R6
規制を受けない苦情	43	47	35	29	21
法・条例の規制や指導要綱の適用を受ける苦情	84	88	119	104	93

ウ. 用途地域別苦情発生状況

公害苦情の発生状況を用途地域別に見ますと、住居系地域で 62%を占め、ついで市街化調整区域が 14%、商業地域が 11%となっています。

用途地域別苦情件数(令和 6 年度)

	大気	水質	騒音	振動	悪臭	焼却	その他	計
住居専用地域	2	0	17	13	0	4	1	37
住居地域	2	0	17	8	1	2	4	34
近隣商業地域	0	0	7	1	2	0	0	10
商業地域	1	0	9	1	1	0	0	12
準工業地域	1	0	2	0	0	0	0	3
工業専用地域	0	0	1	0	0	1	0	2
市街化調整区域	0	0	8	0	0	7	1	16
計	6	0	61	23	4	14	6	114

(2) 公害苦情の処理状況

苦情申し立ての大半が解決されていますが、法令等で規制できない苦情発生源については、抜本的な対策が難しいものもあります。特に根底に感情のもつれ等を含んでいる場合は、市でも対応に苦慮しており、話し合いの機会と専門家の助言等が必要ながことが多く見られます。

公害苦情取扱及び解決件数(令和 6 年度)

	取扱件数			解決件数			解決率 [%]
	本年度 受付	前年度 から繰越	計	本年度 受付	前年度 から繰越	計	
大気	6	3	9	6	3	9	100
水質	0	0	0	0	0	0	—
騒音	61	16	77	58	16	74	96
振動	23	0	23	23	0	23	100
悪臭	4	1	5	4	1	5	100
焼却	14	1	15	14	1	15	100
その他	6	0	6	6	0	6	100
計	114	21	135	111	21	132	97.8

(3) 公害苦情とその対策

ア. 住工混在問題の解消

近年の生産環境などの変化により発生している工業団地内の遊休地などに、工場と住居が混在する地域の工場を移転・集約し、逆に工業団地へは住居が混入しないことが、それぞれが住宅地環境と産業環境の調和のとれた都市の構造になると考えられます。この考え方は、「住んでよいまち・訪ねてよいまち まつど」を目指す松戸市総合計画に即し、都市整備の目標とした松戸市都市計画マスタープランの将来都市構想の方針に基づいています。

イ. 公害審査会等の利用

法令等で規制されない公害苦情については、当事者間による話し合いで解決することが望ましく、解決が難しい場合には裁判所の調停や公害審査会等を利用する方法があります。公害審査会は各都道府県に設置されており、国には公害等調整委員会が設置されています。手続きには、あっせん、調停及び仲裁があります。千葉県公害審査会委員は弁護士、学識経験者及びカウンセラーなどで構成され、低廉で迅速な解決が図れます。

ウ. 廃棄物焼却禁止の徹底

市の指導としては、苦情処理で廃棄物焼却行為をしている市民や事業者等にパンフレットを渡すなどし、指導等を行っています。家庭からのごみはごみ集積所へ出すよう指導し、事業所や大量の場合は、許可業者に搬出するか和名ヶ谷クリーンセンターに持ち込むなど、焼却以外の方法で適正処理する方法を勧めています。

焼却する場合は、次の設備を装備した焼却炉を使用しなければ焼却できません。

(廃棄物処理法 施設の構造基準)

- (ア) 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気が接することなく、燃焼ガスの温度が 800℃以上の状態でゴミを焼却できるものであること。
- (イ) 焼却に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
- (ウ) 外気を遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。
- (エ) 燃焼室内の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。
- (オ) 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。

注) 焼却灰は、産業廃棄物若しくは準ずるものとして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で処理基準等が定められていますので十分注意が必要です。

廃棄物処理法により、焼却炉の火床面積が 0.5 m²以上若しくは焼却能力 50 kg/時間以上の場合は、千葉県に届出若しくは許可が必要となります。火床面積が 0.5 m²以上の焼却炉を使用し焼却している場合と産業廃棄物の焼却については、松戸市内は千葉県に指導権限がありますので、苦情があれば、千葉県と連携して対処しています。

農業者の廃棄物焼却は、やむを得ない場合に焼却禁止の除外となっていますが、その除外は、①病虫害駆除のため②土壌改良のため③草木灰を得るためと考えられており、今後も農政等関係部署と協議をしながら、対処してまいります。

市民・事業者向けパンフレット

市民の皆さま・事業者の皆さまへ

焼却による煙や臭いにより、洗濯物に臭いが付く・窓が開けられない等、ご近所の迷惑になります。

ゴミの焼却は法律によって**禁止**されています。

根拠法令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第16条の2

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2に違反した焼却については「五年以下の懲役もしくは一千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」となります。

根拠法令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第25条

また、野焼き禁止の例外規定とされた行為であっても、生活環境上支障を与え、苦情等のある場合は、各種の行政指導の対象となります。

問合せ先

松戸市 環境部

環境保全課 大気騒音係

Tel : 366-7337(直通)